

引き続き お知らせ

防犯灯の補助制度が
変更されます

平成17年度から防犯灯の補助制度を次のとおり変更します。

今回の変更に伴い、旧丹原町において、従来、行政が行っていた管球・器具の交換は、電気代を支払っている団体が直接業者に依頼し、費用を負担することになりますので、ご了承ください。

■補助内容

○設置費

設置費の3割以内(限度額5万円)

○器具取替費

管球の取替を除く、器具取替費、建替費等の3割以内(限度額5万円)

※旧西条市は新設制度

○維持費

電気料金の3割以内
※旧東予市・丹原町・小松町は新設制度

■問合せ

○市庁舎本館総務課

交通防災係(内線2126)

○東予総合支所総務課

総務調整係(内線312)

○丹原総合支所総務課
総務調整係(内線280)
○小松総合支所総務課
総務調整係(内線213)

ウジ・ボウフラとネズミ
の駆除剤をお渡しします

ウジ・ボウフラ用とネズミ用の駆除剤を必要とする場合は、自治会単位等で必要数を取りまとめ、担当課へ申し込んでください。

■申込期限 5月20日(金)

■薬剤量(1世帯につき)

○ウジ・ボウフラ用 1袋

○ネズミ用 1袋

■申込先

○市庁舎別館衛生課

衛生係(内線2454)

○東予総合支所市民生活課

生活環境係(内線155)

○丹原総合支所市民生活課

生活環境係(内線209)

○小松総合支所市民生活課

生活環境係(内線132)

5月5日(木)のごみ収集を
お休みします(旧西条市分)

5月5日(木)(子どもの日)は次の地区のごみ収集をお休みします。対象地区のかたは、次回の収集日にごみを出してください。

詳しい収集の日程等は、各世帯へ配布している「ごみ収集日一覧表」に記載しています。

なお、5月9日(月)が可燃ごみの収集日となっている地区では、収集時間が大幅に変更となる場合がありますので、ごみは必ず午前8時までにごみステーションへ出してください。

■ごみ収集が休みの地区

○可燃ごみ

玉津、飯岡、大町、神戸(舟形、津越、長瀬を除く)、橘、大保木、市之川

○不燃ごみ

神拝・禎瑞

■ごみステーションを管理されているかたへ

収集の休みをお知らせするごみステーション用のチラシを、担当課窓口および各公民館に準備していますので、ご利用ください。

■問合せ 市庁舎別館衛生課
廃棄物対策係
(内線2452)



ルールとマナーを守っていつもきれいなごみステーションに!

自主防災組織を結成しましょう

あなたの家族とまちを災害から守るために

昨年の台風のような大災害が発生した場合、市役所などの行政機関は、各地で多発する被害に対して全力をあげて対応にあたりますが、道路や橋梁の損壊、水道管の破損、停電などによって、活動が制限されるなど、災害への対応能力の低下が予想されます。

このような事態のとき、行政機関の活動を待つだけでなく、地域住民が自主的に協力して、被災者の救出、救護、避難誘導、避難所の運営などを行うことで、地域の被害を少なくすることができるのではないでしょうか。

昨年のような台風や、今世紀前半に予想されている東南海・南海地震などに備えるため、自主防災組織を結成して、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感のもと、災害に強いまちをつくりましょう。

全地域で自主防災組織の結成を

市では全地域での結成をめざし、自治会等で説明会を開催するなど、結成を呼びかけています。

現在、市内の自主防災組織は51組織あります。住民の少ない自治会などでは、連合自治会で組織するなど、地域の実情に応じて結成しています。

未結成の地域につきましては、自主防災の意義をご理解の上、組織結成のご検討をお願いします。

防災資機材を貸し出します

自主防災組織の育成促進、災害時の活動に伴う支援策として、このたび自主防災組織に対する防災資機材貸与事業を創設しました。

この事業は、結成された自主防災組織に1組織あたり約30万円の予算で防災工具セット等を貸与するもので、集会所など、自治会の活動拠点に設置されます。

詳しくは、市庁舎本館総務課交通防災係(内線2126)または各総合支所総務課総務調整係へ。